

子ども・子育て支援納付金について

1 子ども・子育て支援金とは

少子化対策の抜本的強化のため、全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されました。

子ども・子育て支援納付金（※）は、令和8年度から医療保険者が徴収することとされたため、本市の国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金課税額を加えようとするものです。

なお、子ども・子育て支援納付金は令和8年度から令和10年度まで段階的に引き上げられます。

※令和8年度 0.6兆円 → 令和9年度 0.8兆円 → 令和10年度 1兆円
（被保険者・事業主の拠出額の目安）

- <子ども・子育て支援金の使途>
- ①児童手当の拡充 ②妊婦のための支援給付 ③こども誰でも通園制度
 - ④出生後休業支援給付 ⑤育児時短就業給付
 - ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

2 令和8年度国民健康保険税について

「子ども・子育て支援納付金課税額」については、協議の中で、県が算定した市町村標準保険税率とすることとしておりましたが、下表のとおり算定されました。

<令和8年度国民健康保険税（案）>

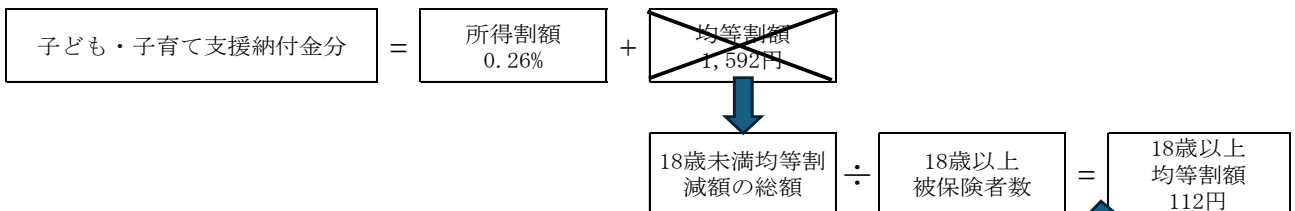
区 分	所得割額	均等割額	課税限度額
基礎課税分	7.33%	44,900円	66万円
後期高齢者支援金等分	2.73%	16,500円	26万円
介護納付金分	2.27%	16,300円	17万円
(新) 子ども・子育て支援納付金分	0.26%	均等割額：1,592円 18歳以上被保険者均等割額：112円 合計：1,704円	3万円
合 計	12.59%	79,404円	112万円

<18歳以上被保険者均等割額とは>

こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者（※）の均等割を減額する額の総額を、18歳以上の被保険者数で按分した額。

※18歳未満被保険者：18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者

【18歳未満被保険者】



【18歳以上被保険者】

